
安全設備規則検査要領

要
領

2008 年 第 2 回 一部改正

2008 年 9 月 5 日 達 第 60 号

2008 年 6 月 25 日 技術委員会 審議

2008 年 9 月 5 日 達 第 60 号
安全設備規則検査要領の一部を改正する達

「安全設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

3 編 救命設備

2 章 救命設備

2.1 個人用救命設備（SOLAS Chapter III Reg.7, Reg.32）

2.1.2-2.を次のように改める。

2.1.2 救命胴衣（SOLAS Chapter III Reg.7.2, Reg.32.2.2, Reg.32.2.3）

- 1. 規則 3 編 2.1.2-1.(2)に規定する当直員用のために備える救命胴衣の数量については、少なくとも当直者として指定された人数に等しい数とする。
- 2. 規則 3 編 2.1.2-1.(2)に規定する離れた位置にある救命艇及び救命いかだの乗艇場所等において使用する救命胴衣は、少なくとも積み付けられる救命艇又は救命いかだの定員分備えること。ただし、規則 3 編 2.15.1-4.に規定する追加の救命いかだが積付けられる場所に備える救命胴衣の数については、2.15.1-2.(1)による。~~かつ、当該救命艇又は救命いかだの付近の~~これらの救命胴衣は、ロッカー室等に積み付けられなければならない。

2.1.3-3.を次のように改める。

2.1.3 イマーシヨンスーツ及び耐暴露服（SOLAS Chapter III Reg.7.3, Reg.32.3）

- 1. 規則 3 編 2.1.3-1.に規定するイマーシヨンスーツ又は耐暴露服の数量は、最低 3 着とする。
- 2. 規則 3 編 2.1.3-1.の規定によるイマーシヨンスーツ又は耐暴露服については、同-2.の規定により備え付けるイマーシヨンスーツと兼用して差し支えない。なお、この場合、規則 3 編 2.1.3-1.の規定によるイマーシヨンスーツ又は耐暴露服は必要ない。
- 3. 規則 3 編 2.1.3-2.(2)に規定するイマーシヨンスーツの数量は、少なくとも次に示す数とする。
 - (1) 船橋、機関制御室及びその他の当直員が配置される場所については、当直員として指定される人数に等しい数。
 - (2) 規則 3 編 2.15.1-4.に規定する追加の救命いかだが積付けられる場所については、2.15.1-2.(1)による。
 - ~~(2)~~(3)前(1)及び(2)に掲げる場所以外の作業場所については、継続的に配置される作業員の人数に等しい数。ここで、「継続的に」とは、当直員と同程度に配置されることをいう。

2.15 救命艇及び救命いかだ並びに救助艇（追加規定）（SOLAS Chapter III Reg. 31）

2.15.1 を次のように改める。

2.15.1 救命艇及び救命いかだ

-1. 規則 3 編 2.15.1-3.に規定する「油タンカー」，「化学薬品タンカー」及び「ガス運搬船」については，各々鋼船規則 A 編 2.1.41，2.1.42 及び 2.1.43 に規定する船舶をいう。

-2. 規則 3 編 2.15.1-4.に規定する追加の救命いかだが積付けられる場所には，次の(1)から(3)を備えること。

(1) 少なくとも 2 個の救命胴衣及び 2 個のイマーションスーツ。

(2) 救命いかだの積付け場所及び救命いかだが進水する水面を照明することができる可搬式又は固定式の適当な照明装置。可搬式の場合にあつては，当該照明装置を両舷に据付けることができる適当な取付金具を設けること。

(3) 規則 3 編 2.5.1-7.に規定する乗込用はしご又は制御された方法により水面まで降下し得る乗艇装置。

~~-23.~~ 規則 3 編 2.15.1-6.に規定する「化学薬品タンカー」及び「ガス運搬船」については，前-1.を準用する。

~~-34.~~ 規則 3 編 2.15.1-7.に規定する「油タンカー」，「化学薬品タンカー」及び「ガス運搬船」については，前-1.を準用する。

附 則

1. この達は，2008 年 7 月 1 日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され，かつ，少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%*のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については，この達による規定にかかわらず，なお従前の例によることができる。

*高速船については，1%を 3%に読み替える。